

ねんいっかい とくていけんしん けんしん
年一回、特定健診・がん検診で健康チェック!

特定健診は、40歳以上の方を対象に生活習慣病やメタリックシンドローム予防のため、がん検診は、がんの早期発見・早期治療のため、それぞれ実施しています。

検診の実施時期や受診できる医療機関、自己負担の有無などは、実施する医療保険者や市町村によって異なります。

詳しくは、お問い合わせください。

問:【特定健診】加入している医療保険者(市町村特定健診担当課、協会けんぽ和歌山支部など)、県庁国民健康保険課

【がん検診】市町村がん検診担当課、県庁健康推進課



きょうかしよてんじかい
教科書展示会

時:6月11日(金)から閉館日を除く14日間

場:情報交流センター Big・U(田辺市)など県内36カ所

問:県教育庁義務教育課



寄附をいただきました



塚本治雄様((株)賃貸住宅センター)から新型コロナウイルス感染症対策に寄附をいただきました。

けんぶんか めいしょうひょうしょうこうほしや すいせん
県文化・名匠表彰候補者の推薦

文化や伝統的な技術文化の向上発展に顕著な功績のある人を推薦してください。

申・問:郵送、持参で所定の申込書(申込先、WEBサイトで配布)を6月30日までに県庁文化学術課

ぜいむか し
税務課からのお知らせ

①不動産取得税について

不動産取得税は、土地や家屋を売買、贈与、交換や建築などにより取得した方に納めていただく県の税金です。土地や家屋を取得した場合は、取得した日から60日以内に申告を行ってください。なお、税金の軽減措置などが受けられる場合もありますので、お問い合わせください。

問:和歌山県税事務所 ☎073-441-3400 紀北県税事務所 ☎0736-61-0067 紀中県税事務所 ☎0737-64-1260 紀南県税事務所 ☎0739-26-7904

②個人住民税の均等割の税率の特例について

「紀の国森づくり税」が個人県民税の均等割税率に500円加算されています。この税収を活用して、森林環境の保全や森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組んでいます。令和3年度の個人住民税の均等割額は防災施策の財源とするための加算額とあわせ、5,500円となります。

問:県庁税務課



和歌山県優良県産品

プレミア和歌山

『プレミア和歌山』は、“和歌山らしさ”“和歌山ならではの”の視点で審査し、優良な県産品を推奨する制度です。

じゅくせいくる
熟成黒にんにく

特許取得のEMタイト遠赤外線発酵機で発酵・熟成させた、にんにく特有の匂いやエグミが少ない、程よい甘味の黒にんにくです。自社栽培のにんにくを使用しています。

古座川みのり農園 ☎0735-70-0690



抽選で**10名**様にプレミア和歌山推奨品「熟成黒にんにく100g」をプレゼント!

6月21日(月)<消印有効>までに住所、氏名、年齢、電話番号、商品名、県民の友への感想を記入のうえ、ハガキで〒640-8585(住所不要)和歌山県広報課「プレミア和歌山プレゼント」係へご応募ください。

※皆さんの個人情報は、和歌山県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

問:県庁広報課 ☎073-441-2032

プレミア和歌山



けんこうかん むりようかいほう
県公館を無料開放しています

和歌山市和歌浦にある県公館は、和館、洋館、茶室、回遊型の庭園や池があり、奠供山の借景など、美しい景色が広がっています。

時:毎週日曜(7月25日、8月15日、令和4年1月2日および第5週は除く。)10:00~16:00

問:県庁管財課

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。



ふほうしゅうろう ふほうたいざい
6月は「不法就労・不法滞在防止のための活動強化月間」

近年増加傾向にある不法滞在者の中には、他の犯罪に手を染める者もあり、警察では、不法滞在者の摘発や不法滞在者を雇用する悪質な事業主などの取締りを強化しています。「学校へ行かずに働いている留学生がいる」、「オーバーステイの外国人に関する話を聞いた」など、少しでも「不法就労・不法滞在しているのでは?」と思うことがあれば、どんな情報でも構いませんので、最寄りの警察署までお知らせください。

問:県警察本部生活環境課、公安課 ☎073-423-0110

じどうふようてあて う
児童扶養手当を受けているひとり親世帯などへの給付金

低所得の子育て世帯のうち、以下のひとり親世帯などに対し、児童一人につき5万円ずつ特別給付金を支給
 ・児童扶養手当受給者
 ・公的年金受給者(年金受給により児童扶養手当が支給されていない世帯)
 ・家計急変者(新型コロナウイルスの影響により収入が児童扶養手当と同水準となった世帯)

問:市町村、県庁子ども未来課



じんけんれんさい 人権連載 **こころの気づき**

6月23日から29日は
「男女共同参画週間」です!

問:県男女共同参画センター ☎073-4355245

「男女共同参画社会」という言葉を存じですか? 「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会のことであります。」
 今から22年前、平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。これを踏まえ、内閣府の男女共同参画推進本部では、毎年6月23日から29日の一週間を「男女共同参画週間」としています。今年度は「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」をキャッチフレーズに、全国各地から、さまざまな取組が行われます。

和歌山県男女共同参画センター「りびる」でも、「特別公開セミナー」を開催し、「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識の解消の必要性についてみんなで考えてもらいます。詳しくは9ページのお知らせをご覧ください。

これを機に、みんながもつときいき暮らしを和歌山をめざして、身近な問題に目を向けてみませんか。